

# ドイツにおけるイタリア簿記の発展

— Goessens, Passchier 1594年 —

土 方 久

「複式簿記」については、世界に現存する最初の印刷本『算術・幾何・比および比例全書』が、1494年にPacioli, Lucaによって出版されてから、これに遅れること約半世紀、これを原型とする「イタリア簿記」がドイツに移入される。1549年にSchweicker, Wolfgangによって出版される印刷本『複式簿記』(, *Zwifach Buchhalten* ···, Nürnberg.)<sup>1)</sup> が、それである。

事実, Penndorf, Balduinは表現する。「これまでの(ドイツの)著作にイタリア人が影響を与えたにしても、わずかであるか、全く影響を与えてはいない」<sup>2)</sup>。しかし、「1549年には、Pacioloの論文を完全に模範とする著作が出版される。Schweickerの著作『複式簿記』が、それである」<sup>2)</sup>。しかも、「Keil, Carl Peterが、この著作を論評して指摘したのは、この著作がイタリア人に依拠するとい

---

1) Schweicker, Wolfgang; *Zwifach Buchhalten* ···, Nürnberg 1549.

参照, 拙稿; 「ドイツ簿記とイタリア簿記の交渉」, 『商学論集』(西南学院大学, 50巻3号, 2003年12月, 1頁以降, 『商学論集』(西南学院大学), 50巻4号, 2004年2月, 1頁以降, 『商学論集』(西南学院大学), 51巻1号, 2004年7月, 1頁以降。

2) Penndorf, Balduin; *Geschichte der Buchhaltung in Deutschland*, Leipzig 1913, S. 125. 括弧内は筆者。

Luca Pacioliについては、姓と名を表記する場合に、「パチョーリ家のルカ」というように、複数形のPacioliを使用して、姓のみを表記する場合には、単数形のPacioloを使用する。

参照, 小島男佐夫著; 『簿記史』, 森山書店 1973年, 序3頁。

参照, 中野常男著; 『会計理論生成史』, 中央経済社 1992年, 30頁。

うことである<sup>3)</sup>。Pacioloの論文は、1534年（実際には、1540年<sup>4)</sup>）にManzoni, Domenicoによって模倣される。このManzoniの著作を完全に固持する<sup>2)</sup>と。

したがって、ドイツに移入されるイタリア簿記の原型になったのは、正確には、Pacioloによって出版される印刷本だけではなく、これを模範とするManzoniによって出版される印刷本である。

しかも、イタリア簿記は、ドイツに移入されてから約半世紀の間、ドイツにも展開されて発展される。Schweickerによって出版されてから、これに遅れること約4半世紀、1570年には、Gammersfelder, Sebastianによって印刷本『イタリアの技法に拠る二様の帳簿での簿記』（„*Buchhalten Durch zwey Bücher nach Italianischer Art und Weise* …“, Danzig.）, さらに、これに遅れること約4半世紀、1592年には、Sartorium, Wolffgangumによって印刷本『プロシアの貨幣単位、寸法単位と重量単位に拠る二様の帳簿を持つ簿記』（„*Buchhalten mit zwey Büchern nach Preussischer Münz, Maß vnnnd Gewicht* …“, Hamburg.）, また、Pacioloによって世界に現存する最初の印刷本が出版されてから、これに遅れること、まさに1世紀、1594年には、Goessens, Passchierによって印刷本『イタリア人の技法に拠る簡明な簿記』（„*Buchhalten sein kurtz zusammen gefasst vnd begriffen nach arth vnd weise der Italianer* …“, Hamburg.）が出版される。

しかし、ドイツに移入されることによって、イタリア簿記は、どのように展開されたか、どのように発展されたか、それでは、ドイツにも展開されて発展されるイタリア簿記が今日の複式簿記に、どのような影響を与えたかとなると、全く解明されてはいない。

たとえば、Goessensによって出版された印刷本では、帳簿記録について、企業の開始日が1月1日、決算日は12月31日。したがって、まさに「年度決算」（*Jahresabschluss*）が採用される<sup>5)</sup>。さらに、帳簿締切については、「残高勘定」

3) Vgl., Keil, Carl Peter; *Buchhaltungs Tractates von Luca Pacioli*, Prag 1896, S. 75ff.

4) Cf., Baywater Michael F. & Yamey, Basil Selig; *Historic Accounting Literature: a companion guide*, London 1982, p. 41.

5) しかし、「年度決算」となると、すでに、Sartoriumによって採用される。実際には、企業の決算日が12月31日であるが、開始時は1月4日である。

Vgl., Sartorium, Wolffgangum; *Buchhalten mit zwey Büchern nach Preussischer*

が開設されるが、翌期に残高勘定から振替えられること自体が省略されることはない。実は「締切残高勘定」(Schlußbilanzkonto)と「開始残高勘定」(Eröffnungsbilanzkonto)という表現は見出されないが、帳簿全体が更新されて、企業の決算時に、締切残高勘定に振替えられるのに対して、翌期には、開始残高勘定から振替えられて、新しい帳簿に繰越される。まさに残高勘定を経由して、翌期に繰越されるのである。したがって、イタリア簿記は、Goessensによって大いに発展されたのではなからうか。

しかし、不可解にも、Fogo, J. Rowによっては、それほど評価されることはない。Fogoは表現する。「ドイツは16世紀に、いま1人の有能な著者、Goessensを生み出した」<sup>6)</sup>が、「Goessensは、いくつかの点で明白に時代遅れである。彼の仕訳帳には、Manzoniの煩雑に連続する取引番号が付される」<sup>7)</sup>ばかりか、「企業の決算時に勘定を締切って、勘定を再開始する手法は、過度に複雑である。Goessensの功績は、彼の教授するところを完全に明快にして、彼の元帳を見事に整理するところにある。しかし、この時代までの元帳の勘定としては、非常に拙劣である」<sup>7)</sup>と。

これに対して、Penndorfによっては、詳細に解説されて、評価されはするが、簡単でしかない。Penndorfは表現する。「16世紀末にドイツ北西部でも、簿記の著作が出版された。そこには、Gammersfelderよりも明瞭にドイツ北西部の影響が同い知られる。Goessensの著作『イタリア人の技法に拠る簡明な簿記』が、それである」<sup>8)</sup>と。

そこで、複式簿記としては、ドイツに移入されることによって、イタリア簿記は、はたして発展されたか、発展されたのはどこかについて、1594年にGoessensによって出版された印刷本『イタリア人の技法に拠る簡明な簿記』を解明して、筆者なりの卑見を披瀝することにしたい。

---

Münz, Maß vnnnd Gewicht ···, Hamburg 1592, Bl. 1 L/16L (Jornal).

なお、「仕訳帳」に打たれた丁数を使用して、1Blattの左側の面Linke, 16Blattの左側の面Linkeと表現する。

6) Fogo, J. Row; *History of Bookkeeping*, in: Brown, Richard (Edited and partly Written); *A History of Accounting and Accounting*, London 1905, p. 135.

7) Fogo, J. Row; *op. cit.*, p. 136.

8) Penndorf, Balduin; *a. a. O.*, S. 149.

## 1. 帳簿記録

まずは、帳簿記録についてである。企業の開始時には、現金によって出資されるとはかぎらない。現物によって出資されることもある。債権が持込まれるだけでなく、債務が持込まれることもある。したがって、財産を管理するために、企業の開始時に出資される現金、現物、債権、債務の記録される「財産目録」(Inventarium) が作成されねばならない。財産目録からは、仕訳帳に移記されねばならない。企業の開始後には、メモ書きとして、日々の取引事象を暦順的、特に叙述的に、文章で記録するだけの「日記帳」(Memorial) が作成されねばならない。日記帳からは、仕訳帳に移記されねばならない。したがって、どの勘定に記録するか、いくらで記録するか、日々の取引事象を分解する「仕訳帳」(Jornal) が作成されることになる。さらに、それぞれの勘定に転記する「元帳」(Hauptbuch) が作成されることになる。

しかし、「財産目録」はただの紙片にすぎないので、「日記帳」、「仕訳帳」と「元帳」は帳簿、したがって、三様の帳簿が作成されることになる。Goessens は表現する。「正確、かつ正規の簿記に必要であるのは、まずは、三様の帳簿、すなわち、『日記帳』、『仕訳帳』、『貸借帳』(Schuldtbuch) ないし『元帳』である。場合によっては、『諸掛り経費帳』(Unkosten Buch) および『現金出納帳』(Cassa Buch) も使用される。諸掛り経費帳には、特に家事および自己の営業に関係するもの、日々、このために支出されるものが記録される。諸掛り経費帳からは、事後に、それぞれの項目ごとに分解して『仕訳帳』に移記される。現金出納帳は、その時々、どれくらい金庫に現金があるかを認識するために、現金を収入、現金を支出したものを記録するだけのために役立てられる。しかし、元帳の現金勘定でも精確に計算、全体が概算されうるので、この帳簿は、ここでは省略される<sup>9)</sup>と。

9) Goessens, Passchier; *Buchhalten sein kurtz zusammen gefasst vnd begriffen nach arth vnd weise der Italianer* …; Hamburg 1594, Bl. 8R. 二重括弧は筆者。

なお、丁数が打たれてないので、筆者が便宜的に、表紙の裏側から打った丁数、8 Blattの右側の面Rechteと表現する。

「元帳」は、商品帳と金銭帳に分類される、この「金銭帳」(Schuldbuch) と同様に表現される。しかし、ここでは、日々の取引事象を「借方(債務者)」と「貸方(債権者)」に分解して記録されることから、金銭帳とは区別して、「貸借帳」とでも表現しなければなるまい。

したがって、この三様の帳簿に加えて、「諸掛り経費帳」および「現金出納帳」も作成されるようである。現金出納帳が作成されるのは、どれくらい金庫に現金があるかを認識し易いようにするためではあるが、むしろ、Goessensが例示する「財産目録」から想像するに、多種の貨幣が混在するので、現金に整理して計算するためではなかろうか。そうであるとするなら、現金出納帳からは、随時、「仕訳帳」に移記されるにちがいない。これに対して、諸掛り経費帳が作成されるのは、これまた、想像するに、どれくらい費消されたかを認識し易いようにするためではなかろうか。

本来、諸掛り経費は、商品に加算されるか、多種の商品に関係する場合には、X商品、Y商品に按分されたものである。しかし、少額の諸掛り経費が、いちいち商品に加算されるのでは煩雑である<sup>10)</sup>。しかも、X商品、Y商品に按分されるとなると、なおさら煩雑である<sup>10)</sup>。そのためこそ、諸掛り経費帳が作成されるのではなかろうか。そうであるとするなら、諸掛り経費帳からは、これまた、随時、「仕訳帳」に移記されるにちがいない。しかし、Goessens自身、現金出納帳はもちろん、諸掛り経費帳について例示することはない。図1を参照。

---

10) Cf., Pacioli, Luca; *Summa de Arithmetica Geometria Proportioni et Proportionalita*, Venezia 1494, Cap. 22.

Vgl., Penndorf, Balduin; *Luca Pacioli Abhandlung über die Buchhaltung 1494*, Stuttgart 1933, S. 126f.

参照, 片岡義雄著; 『パチョーリ「簿記論」の研究』, 森山書店 1956年, 179頁以降。

参照, 拙稿; 「イタリア簿記の原型」, 『商学論集』(西南学院大学), 51巻2号, 2004年9月, 31頁。

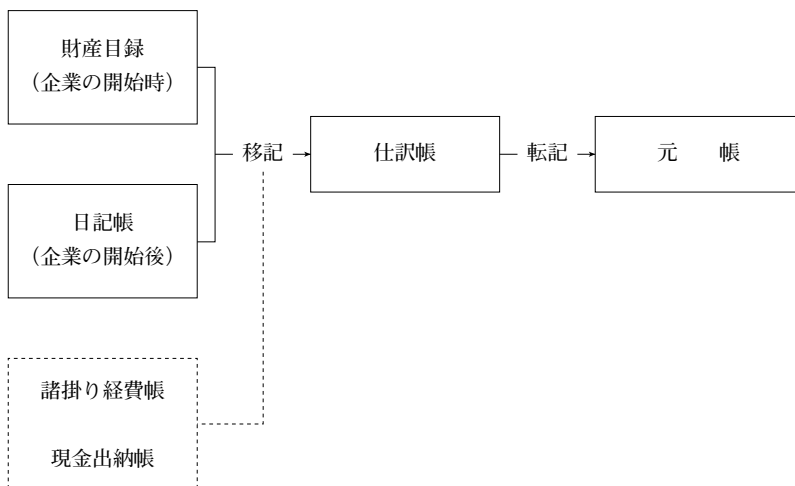


図 1

そこで、「財産目録」については、Goessensは表現する。「商業に従事しようとして、自己の財産、自己の所有するものについて、正規に記録したいなら誰でも、まずは、自己のすべての財産、たとえば、現金、貴重品、商品も、相続する遺産、婚姻によって所有する商品、家屋、農地、地代（の債権または債務）と家賃（の債権または債務）も記録しなければならない。自己の債務については、仕入れた商品の控え状（Handschrift）、地代と家賃の控え状を記録しなければならない。商業を開始しようとする期日に、1枚の紙片（einer Bogen Pappier）、場合によっては、2枚の紙片（zwen）の財産目録に手書きで正規に記録して、虚偽のないことを証明するために、自己の名前で署名するのである」<sup>11)</sup>と。

したがって、財産目録が作成されるのは、企業の開始時の取引事象を整理するためすぎない。たとえば、現金および預金はもちろん、備品、商品、土地、

11) Goessens, Passchier; *a. a. O.*, Bl. 9L. 括弧内は筆者。

なお、丁数が打たれてないので、筆者が便宜的に、表紙の裏側から打った丁数、9 Blattの左側の面Linkeと表現する。

債権および債務として、企業の開始時に所有する財産を管理するためでしかない。「開始資本」を計算するためではないのである。

なお、Goessensの例示する「財産目録」を原文と共に表示することにする<sup>12)</sup>。図2を参照。

財産目録			リユーベック貨幣		
			M	ß	d
神に感謝	1593年1月1日	ハンブルグ			
以下は、神の名において、私、誰そのすべての財産と、本日までに、私に支払いを負う債権、これに対して、私が支払いを負う債務の財産目録、これを持って商業を開始する。誠実なる神よ、現世の永遠の恩恵を私に与え賜え。アーメン。					
最初に、特別の現金出納帳に記録される多種の貨幣。			11437	8	—
多種の装身具。まずは、ダイヤモンドの指輪、1個。見積価額。			150	—	—
金地にちりばめたルビー、1個。見積価額。			45	—	—
私が入入れたトルコ産の指輪、1個。			30	—	—
ハンガリー産の金で細工した二重の記念指輪、1個。			22	8	—
私が入入れた金製の腕輪、1対。			94	2	—
金張りの杯、3個。150ロート、リユーベック貨幣の単価24ß。			232	8	—
銀製の皿、2枚。60ロート、リユーベック貨幣の単価20ß。			75	—	—
銀製のビール杯、2個。48ロート、リユーベック貨幣の単価24ß。			60	—	—
王冠を飾る金製の鎖、1本。187クローネ、リユーベック貨幣の単価42ß。			490	14	—
計 M1200.					

12) Goessens, Passchier; *a. a. O.*, Bl. 10L. 括弧内は筆者。

なお、丁数が打たれてないので、筆者が便宜的に、表紙の裏側から打った丁数、10 Blattの左側の面Linkeと表現する。

原文では、「金額欄」の左側に「リユーベック貨幣」、右側には「フランドル貨幣」が併記されるが、紙幅の都合上、フランドル貨幣を金額欄に記録することは省略する。

また、原文では、両者の貨幣が「摘要欄」にも併記されるが、紙幅の都合上、フランドル貨幣を「摘要欄」に記録することは省略する。

ブラバントにある農地ないし組合会館をDorff Buggenholtに、私は貸与する。家屋、馬屋、納屋、土地および砂地がある全面積は100モルゲン。封緘された書簡によると、見積価額はM8250。この書簡に約定される1年間の利息はL6。私は資本金に記録する。	8250	—	—
この土地を農夫Martin Claußにも1年間、私は貸与する。その土地に、彼は随意に構築して、これを維持する。1年間の利息は225M。支払い期限はキリスト降誕祭。1592年に最初の利息の支払期限が到来。即日、彼が私に支払いを負う債権。	225	—	—
Johan Jacobsが自己の証文によって、彼が私に支払いを負う債権。支払期限は1593年2月15日。	1130	—	—
都市のアントワープの地代証券。申し込んだ都市では、私に1年間、6パーセントの利息の支払いを負う債権。	1500	—	—
この土地の利息。支払期限は夏の聖ヨハネ祭。最初の支払期限は1592年に到来。都市のアントワープが私に支払いを負う債権。	90	—	—
私の資本である借方の合計	23832	8	—
これに対して、私が支払いを負うもの			
Peter Niclaußに、私の証文によって、私が支払いを負う債務。支払期限は1592年3月28日。	262	8	
Berendt von de Bitteの地代証券。私が支払いを負う債務。ブッゲンホルトにある農地を借受ける。	750	—	—
この土地に、私は1年間に6パーセントの利息を支払う。最初の利息の支払期限は1592年。彼に私が支払いを負う債務。	45	—	—
私の貸方の合計	1057	8	—
この財産目録に記録されるすべてが真実であることを証明するために、自筆で署名。我が主と共に、私は十字を切って神に誓う。			



<i>Laus Deo 1593. Adi primo Januarij in Hamburg.</i>	Lübisch			Stämisch		
	Ⓐ	β	γ	L.	β	γ
<p>Folget im Namen Gottes das Inventarium von aller meiner Reichthumb/ Schuld/ vñ Gegenschuld mit M. zugehörig/ Dargege alles was ich schuldig bin/ bis auff diesen heutigen Tag/ darmit den Kauffhandel anzufangen/ wölle mir der getrewe Gott seinen zeitlichen vnd ewigen Segen verleihen/ <b>A M E N.</b></p>						
<p>Erslich an bahren Geldt in mehreren <i>Species</i> Cassabuch</p>						
Kleindtcher mererley / als Erslich ein Diamant Ring pontall ist gescheht das er werth sey.	17437	8		1525		
Ein Rubin Tafel in Golde versetzt/ ist gescheht auff.	150			20		
Ein Lurgof Ring/ hat mich kost.	45			6		
Ein zwofacher Denckring von Ungerrischem Golde	30			4		
Ein Por. Guldene Armband die haben mich kostet /	22	8		3		
Drey verguldet Becher halten Loth 150 zu 24 f Lüb. das Loth	94	2		12	11	
Zwo Silbern Schalen/ halten Loth 60. zu 20. f Lüb. das Loth	232	8		31		
Zwen Silbern Bierbecher halten Loth 48. zu 24. f Lüb. das Loth	75			10		
Ein Guldene Kette von Kronengolde wicht <i>Cron</i> 187. zu f 42. Lüb.	60			8		
Summa dieser Kleindtcher/ betragen <i>Ⓐ</i> 1200. <i>L.</i> 160.	490	14		65	9	
<p>Ein Pacht oder Gülthoff gelegen im Dorff Buggenholt/ in Brandenburg/ mit Haus/ Stalling/ Scheune/ Landt vnd Sandt in alles 50. Morgen Landts groß/ vnd hat mich kostet lauth Brieff vnd Siegel so ich dar ober hab <i>Ⓐ</i> 8250. — <i>L.</i> 1100. — Diweil aber ein Zins von <i>L.</i> 5. des Jarß darauß gehet schreib ich in folgenden Post meinem Capital so viel widerumb ab/ als die Hauptpenning solcher <i>L.</i> 5. clausffen thut</p>						
Denselben Pachthoff hab ich meinem Bayren Martin Clawß auff Jahr vermiet/ das er den in guter erbawung unterhalten sol/ dar für Zins er mir Jährlich auff Weßnenachten <i>Ⓐ</i> 225. — <i>L.</i> 30. — vnd ist mir Anno 92. den ersten Zins verfallen sol er mir täglich bezahlen.	8250			1100		
Johan Jacobs ist mir schuldig vermdg seiner Handschrift: 10 a: ff koniment 92. Jahr den 15. Februarj verfallen wird	225			30		
Kentbrieff der Stadt Antorff/ solten mir/ so ich bey gemelter Stadt liegen hab welches sie mir des Jahres mit 6. <i>per cento</i> verzinsen	1130			150	13	4
Dieselbe Rente verfallt alle Jahr auff Johanni im Sommer/ vnd ist der erste Termin Anno 92. verfallen/ sol die Stadt Antorff	1500			200		
Summa belaußte der <i>Credito</i> meines Capitals	90			12		
	23832	8		3177	13	4
<p>Folgt dasjenige so ich dar gegen schuldig bin.</p>						
An Peter Nielaß für meine Handschrift verfallt den 28. Martij.						
Kentbrieff von Wendt von de Bjtze bin ich schuldig so er auff meinem Hoff zu Buggenholt liegen hat Habguth	262	8		35		
Darvon ich ihm Jährlich Zins 6. <i>per cento</i> / vnd ist Anno 92. die erste Zins verfallen sol ich ihm	750			100		
Summa meines <i>Debito</i>	45			6		
	1057	8		141		
<p>Zum Zeugniß das alles was hieoben im Inventario geschriben/ warhafftig sey/ habß mit eigener Hand unterschriben/ vnd mit meinem Piktur bekräftiget/ geschehen wie oben/ etc. <span style="float: right;">Unterr.</span></p>						

さらに、「日記帳」については、Goessensは表現する。「日記帳は、主人、婦女子、従僕、家政婦または若者、これ以外に、商業に立会うとか、商品を売上げて現金を受取るかとか、このようなことを依頼された者が記録する帳簿である。しかし、記録するには、日付、年号、買い手であるか売り手であるか、その名前と増減、場所、居住地、仕入れた商品は何か、売上げた商品は何か、個数の梱 (Stuck), 寸法のエレ (Elle), 目方のポンド (Pfund), 色彩、価額、商品を仕入れる条件、掛けで仕入れたか、現金で仕入れたか、支払期限は何時かについて、すべての項目は正規に明細であらねばならない。そうすることによってこそ、それぞれの項目は日々、間違いなく仕訳帳に移記される<sup>13)</sup>と。

したがって、日記帳が作成されるのは、企業の開始後に生起する日々の取引事象を詳細に記録しておくためにすぎない。まさに「メモ書き」として、暦順的、特に叙述的に、文章で記録するにすぎない。たとえば、主人が多忙である場合には、主人が記録するメモ書きである<sup>14)</sup>。主人が不在である場合には、婦女子、従僕、家政婦または若者が記録するメモ書きでもある<sup>14)</sup>。これ以外に、商業に立会うとか、商品を売上げて現金を受取るかとか、このようなことを依頼された者が記録するメモ書きでもある<sup>14)</sup>。したがって、帳簿ではあるが、日記帳は、随意に記録されるメモ書きでしかない。そのためか、Goessens自身、日記帳について例示することはない。

そこで、「仕訳帳」には、まずは、財産目録から移記される。さらに、日記帳から移記される。「二重記録」のために日々の取引事象を分解して、仕訳帳に移記されるのである。Goessensは表現する。「仕訳帳に移記するには、同様の内容で適切に裁判で抗弁するために、帳簿に記録する者が移記するのと相違してはならない。まずは、帳簿に記録する者は項目ごとに財産目録から仕訳帳に正規に順序よく、『借方(債務者)』(Debitor)と『貸方(債権者)』

13) Goessens, Passchier; *a. a. O.*, Bl. 8R. 二重括弧は筆者。

なお、丁数が打たれてないので、筆者が便宜的に、表紙の裏側から打った丁数、8 Blattの右側の面Rechtと表現する。

14) Cf., Pacioli, Luca; *op. cit.*, Cap. 6.

Vgl., Penndorf, Balduin; *a. a. O.*, S. 97f.

参照、片岡義雄著；前掲書，64頁以降。

参照、拙稿；前掲誌，8頁以降。

(Creditor)に移記、それからは、日々の取引を移記しなければならない。たとえば、『現金は借方(私に支払うべし=私に借りている)(Cassa sol mir)』。『相手資本金(per Capital)』。

それからは、すべての取引の最後まで移記される。『借方(債務者)』には、助辞(Verbum)として(『借方(彼は支払うべし=私に借りている)』を意味する)助動詞(sol, 『貸方(債権者)』には、助辞として(『貸方』である『相手』を意味する)前置詞(per)を使用する。そうすることによって、記録する者がそれぞれの項目を仕訳帳に、どのように間違いなく移記しなければならないかは簡単に認識されうる。正規に記録するために、取引番号1, 2, 3と打って、仕訳帳には、すべての項目がこの取引番号1, 2, 3と連続して打たれる。誰にでも、このように記録させたいわけではない。これ以外に、通常の商業帳簿では、そのように記録されることがなく、それぞれの項目が間違いなく移記されることを明示したいだけである。そこで、仕訳帳では、それぞれの項目の前に、仕切線(Strich)を引いて、二つの数字、たとえば、 $\frac{1}{2}$ のように記録する。仕切線の上に記録される数字の1は、転記される元帳の『丁数』と『借方(債務者)』を意味して、仕切線の下に記録される数字の2は、転記される元帳の『丁数』と『貸方(債権者)』を意味する<sup>15)</sup>と。

したがって、「借方」を意味する助動詞と、「貸方」である「相手」を意味する前置詞、この二つの符号を付して、日々の取引事象は、先行して記録される前半と後続して記録される後半に分解して、仕訳帳に移記される。実は「摘要欄」という表現は見出されないが、仕訳帳の摘要欄には、左側と右側の半々を対称にして、日々の取引事象を分解するわけではない。しかも、Goessensが例示する「仕訳帳」では、日々の取引事象を分解するのに、先行して記録される前半と後続して記録される後半の間には、リューベック貨幣(Lübisch)とフランドル貨幣(Flamisch)の「金額」が記録される。「コロ」または「縦

15) Goessens, Passchier; *a. a. O.*, Bl. 10R. 二重括弧および括弧内は筆者。

なお、丁数が打たれてないので、筆者が便宜的に、表紙の裏側から打った丁数、10Blattの右側の面Rechtと表現する。

また、Goessensが例示する「仕訳帳」では、頭文字が小文字ではなく大文字、「借方」を意味する助動詞はSol, 「貸方」である「相手」を意味する前置詞はPerと表現される。

複線」によって区分されるのではない。「借方」を意味する助動詞を付して、先行して記録される前半と、「貸方」である「相手」を意味する前置詞を冠して、後続して記録される後半とは、「金額」によって区分される。したがって、「仕訳帳に先行して記録される項目」が、元帳には、帳簿の見開きの左側、借方の面に転記される。これに対して、「仕訳帳に後続して記録される項目」が、元帳には、帳簿の見開きの右側、貸方の面に転記される。また、「金額欄」という表現は見出されないが、仕訳帳の金額欄にも、いくらで記録するか、日々の取引事象の金額がリユーベック貨幣とフランドル貨幣で記録される。

しかも、それだけではない。Goessens自身、表現するように、取引番号が記録されるのが随意ではあるが、Goessensが例示する「仕訳帳」の摘要欄には、日々の取引事象ごとに、まずは、「取引番号」が記録される。さらに、仕訳帳の左端の「元丁欄」(Pardita)には、転記される元帳の丁数、「元丁」が記録される。まずは、帳簿の見開きの左側、借方の面に転記される元帳の丁数を上に、さらに、帳簿の見開きの右側、貸方の面に転記される元帳の丁数は下に記録される。上に記録される丁数と下に記録される丁数の中間は仕切線で区切られる。

それでは、「借方」を意味する助動詞を付して、先行して記録される項目と、「貸方」である「相手」を意味する前置詞を冠して、後続して記録される項目とに、どのように日々の取引事象を分解するのであろうか。Goessensは表現する。『『借方 (債務者)』と『貸方 (債権者)』という表現をどのように理解して、仕訳帳に、どのように記録するか』の『教示 (Bericht)』としては、

1. 『何かを受取る人 (wer etwas empfanget)』と『受取るもの (was man empfanget)』は『借方 (債務者)』である。
2. 『入手するもの』、『自己に引取るもの』または『仕入れて受取られるもの』(was man bekommt, zu sich nimpt, kauft und empfängt) も『借方 (債務者)』である。
3. 『売上げるもの』、『発送するもの』、『引渡すもの』または『譲渡するもの』(was man verkauft, verschicket, handelt oder versetzt) は『貸方 (債権者)』である。

4. そのようなものを『発送する先』または『譲渡される先』(wohin solches geschicket oder vesetzt wirdt, an wen), 『そのようなものと引換に受入れるもの』(darfür annimmt) は『借方 (債務者)』である。
5. 人, 商品, 貨幣, 手形のいずれかについて『利得するもの』(war an und was man gewinnet) は『借方 (債務者)』である。
6. これとは反対に, 『損益』(Gewinn und Verlust) は『貸方 (債権者)』である。
7. 人, 商品, 貨幣, 手形のいずれかについて『喪失するもの』(war an man verleurt) は『貸方 (債権者)』である。
8. これとは反対に, 『損益』は『借方 (債務者)』である<sup>16)</sup> と。

そこで, Goessensが表現する「教示」を敷衍すると, 1. 「受取る人」, 4. 「発送する先」または「譲渡される先」は「人名勘定」(personal account) に記録されるのではなからうか。たとえば, 「債権の発生」は債務者勘定の「借方 (債務者)」, 「債務の消滅」は債権者勘定の「借方 (債務者)」として記録されるからである。さらに, 1. 「受取るもの」, 2. 「入手するもの」, 「自己に引取るもの」または「仕入れて受取られるもの」, 4. 「そのようなものと引換に受入れるもの」は「物財勘定」(material account) に記録されるのではなからうか。たとえば, 「現金の収入」は現金勘定の「借方 (債務者)」, 商品の仕入は商品勘定の「借方 (債務者)」として記録されるからである。これに対して, 3. 「売上げるもの」, 「発送するもの」, 「引渡すもの」または「譲渡するもの」も「物財勘定」に記録されるのではなからうか。たとえば, 「現金の支出」は

16) Goessens, Passchier; *a. a. O.*, Bl. 10R/11L. 整理番号, 二重括弧および括弧内は筆者。なお, 丁数が打たれてないので, 筆者が便宜的に, 表紙の裏側から打った丁数, 10Blattの右側の面Recht, 11Blattの左側の面Linkeと表現する。

参照, 小島男佐夫著; 『会計史入門』, 森山書店 1987年, 141頁。

すでに, このような「教示」は, Gammersfelderによって「三様の規則」(drey Regeln)として列挙される。

Vgl., Gammersfelder, Sebastian; *Buchhalten Durch zwey Bücher nach Italianischer Art und Weise* ···; Danzig 1570, Bl.3L.

なお, 丁数が打たれてないので, 筆者が便宜的に, 表紙の裏側から打った丁数, 3Blattの左側の面Linkeと表現する。

参照, 白井佐敏著; 『会計思想史序説』, 白桃書房 1980年, 109頁以降。

現金勘定の「貸方（債権者）」、「商品の売上」は商品勘定の「貸方（債権者）」として記録されるからである。

しかし、Goessensが表現する「教示」では、「債務の発生」または「債権の消滅」は記録されえない。記録されうるためには、1.「受取る人」とは対蹠的に「支払う人」、4.「発送する先」または「譲渡される先」とは対蹠的に「発送する元」または「譲渡する元」についての「教示」もあらねばならない。「支払う人」も、「発送する元」または「譲渡される元」があってこそ、「人名勘定」に記録されるのではなからうか。たとえば、「債務の発生」は債権者勘定の「貸方（債権者）」、「債権の消滅」は債務者勘定の「貸方（債権者）」として記録されるからである。図3を参照。

ところで、5.「利得するもの」は、利益（収益）の発生によって生起する「現金の収入」、「債権の発生」または「債務の消滅」である。「物財勘定」または「人名勘定」には記録されるが、反対給付が実在することはないので、まさに「利得するもの」である。現金の収入は現金勘定の借方（債務者）、債権の発生は債務者勘定の「借方（債務者）」、債務の消滅は債権者勘定の「借方（債務者）」として記録される。これとは反対に記録される「利益（収益）の発生」は、6.「損益」である。たとえば、受取手数料、受取利息の利益（収益）である。反対給付として実在することはないので、物財勘定または人名勘定には記録されえない。「名目勘定」（nominal account）に記録されざるをえない。損益勘定（Gewinn- und Verlustkonto）の「貸方（債権者）」として記録されるのである。

これに対して、5.「喪失するもの」は、たとえば、損失（費用）の発生によって生起する「現金の支出」、「債務の発生」または「債権の消滅」である。「物財勘定」または「人名勘定」には記録されるが、反対給付が実在することはないので、まさに「喪失するもの」である。現金の支出は現金勘定の「貸方（債権者）」、債務の発生は債権者勘定の「貸方（債権者）」、債権の消滅は債務者勘定の「貸方（債権者）」として記録される。これとは反対に記録される「損失（費用）の発生」は、8.「損益」である。たとえば、諸掛り経費、支払手数料、支払利息の損失（費用）である。反対給付として実在することはない

ので、物財勘定または人名勘定には記録されえない。これまた、「名目勘定」に記録されざるをえない。損益勘定の「借方（債務者）」として記録されるのである。

もちろん、受取手数料、受取利息の利益（収益）について、どれくらい取得されたか認識し易いようにするためには、手数料勘定、利息勘定が開設されねばなるまい。諸掛り経費、支払手数料、支払利息の損失（費用）についても同様。どれくらい費消されたか認識し易いようにするためには、諸掛り経費勘定、手数料勘定、利息勘定が開設されねばなるまい。しかし、Goessensが例示する「仕訳帳」、さらに、「元帳」では、これらの名目勘定に記録されて、最終的に損益勘定に集合されことはない。直接に損益勘定に記録されるだけである<sup>17)</sup>。

それでは、商品勘定に計算される「商品売買益」または「商品売買損」は、どのように解釈されるであろうか。想像するに、商品売買益の発生によって生起する「現金の収入」、「債権の発生」または「債務の消滅」のうち、商品売買益に相当する部分は、反対給付としては実在することがないので、「利得するもの」と解釈されかもしれない。そのように解釈されるとなると、商品勘定の貸方（債権者）の面に、商品の売上としては、「売上原価」が記録されるのではなかろうか。しかし、そのようには記録されることはない。商品勘定の貸方（債権者）の面に、「商品の売上」としては、「売上価額」が記録される。したがって、商品勘定の借方（債務者）の面に計算、記録される商品売買益に相当する部分が「利得するもの」と解釈されるしかない。損益勘定の貸方（債権者）の面に振替えられるにすぎないのだが、商品勘定に計算、記録されると同時に、商品売買益は損益勘定の「貸方（債権者）」として記録されるのである。商品売買損についても同様。商品勘定の貸方（債権者）の面に計算される商品売買損に相当する部分が「喪失するもの」と解釈されるしかない。損益勘定の借方（債務者）の面に振替えられるにすぎないのだが、商品勘定に計算、記録されると同時に、商品売買損は損益勘定の「借方（債務者）」として記録されるのである。図3を参照。

17) Vgl., Goessens, Passchier; *a. a. O.*, Bl. 14 (Hauptbuch).

なお、「元帳」に打たれた丁数を使用して、14Blattの両側の面と表現する。

仕訳帳

借方 (債務者)		貸方 (債権者)		
1. 4.	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 受取る人。</li> <li>* 発送する先。</li> <li>* 譲渡される先。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 債権の発生は債務者勘定の借方として記録。</li> <li>* 債務の消滅は債権者勘定の借方として記録。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 債務の発生は債権者勘定の貸方として記録。</li> <li>* 債権の消滅は債務者勘定の貸方として記録。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 支払う人。</li> <li>* 発送する元。</li> <li>* 譲渡される元。</li> </ul>
1. 2. 4.	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 受取るもの。</li> <li>* 入手するもの。</li> <li>* 自己に引取るもの。</li> <li>* 仕入れるもの。</li> <li>* 受入れるもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 現金の収入は現金勘定の借方として記録。</li> <li>* 商品の仕入は商品勘定の借方として記録。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 現金の支出は現金勘定の貸方として記録。</li> <li>* 商品の売上は商品勘定の貸方として記録。</li> </ul>	3. <ul style="list-style-type: none"> <li>* 売上げるもの。</li> <li>* 発送するもの。</li> <li>* 引渡すもの。</li> <li>* 譲渡するもの。</li> </ul>
5.	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 利得するもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利益 (収益) の発生によって生起する</li> <li>* 現金の収入は現金勘定の借方として記録。</li> <li>* 債権の発生は債務者勘定の借方として記録。</li> <li>* 債務の消滅は債権者勘定の借方として記録。</li> <li>* 商品売買益に相当する部分は商品勘定の借方として記録。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 利益(収益)の発生は損益勘定の貸方として記録。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 商品売買益は損益勘定の貸方として記録。</li> </ul>	6. <ul style="list-style-type: none"> <li>* 損益。</li> </ul>



8.	* 損益。	* 損失(費用)の発生は損益勘定の借方として記録。  * 商品売買損は損益勘定の借方として記録。	損失(費用)の発生として生起する * 現金の支出は現金勘定の貸方として記録。 * 債務の発生は債権者勘定の貸方として記録。 * 債権の消滅は債務者勘定の貸方として記録。 * 商品売買損に相当する部分は商品勘定の貸方として記録。	7.	* 喪失するもの。
----	-------	--	---	----	-----------

図 3

しかし、このように記録されるのが、なぜかについては、Goessens自身、全く解説してはいない。「借方(債務者)」としては、何が記録されるか、「貸方(債権者)」としては、何が記録されるか、ただ解説されるだけで、まさに暗記するだけの「教示」でしかない。

それでは、人名勘定に記録するのと同様に、物財勘定でも名目勘定でも、「借方(債務者)」または「貸方(債権者)」に分解して、帳簿の見開きの両面の左右対照に記録されるのは、なぜであろうか。想像するに、「借方(債務者)」に対して「貸方(債権者)」、「貸方(債権者)」に対して「借方(債務者)」、あくまで「反対記録」されることによって、帳簿の見開きの両面の左右対照に、日々の取引事象の金額、同額が記録して転記されるとしたら、常時、帳簿の見開きの左側、借方の面に記録される合計と右側、貸方の面に記録される合計が一致する「貸借平均原理」は保証されるはずである。貸借平均原理が保証されることによって、企業の開始時、企業の開始後に保有する財産を管理しうからではなかろうか<sup>18)</sup>。

18) 参照、山下勝治著；『近代簿記論』、中央経済社 1962年、4頁以降。

本来、複式簿記は「初めに債権および債務の記録ありき」から出発することに疑問の余地はない。債権の証拠書類として、「借方（債務者）」が記録されたはずである。債務の証拠書類として、「貸方（債権者）」が記録されたはずである。したがって、債権および債務を備忘するために、債務者A、Bに区別する債権、債権者C、Dに区別する債務の記録される「人名勘定」が開設されたものである。まずは、帳簿の見開きの両面に記録されたものである。

もちろん、債権および債務を備忘するだけであるなら、仕訳帳の先行して記録される項目が「借方（債務者）」、後続して記録される項目が「貸方（債権者）」、したがって、転記される元帳、帳簿の見開きの左側の面は「借方」、右側の面は「貸方」、このように、帳簿の見開きの両面に記録されることもない。帳簿の片面、左側の面から右側の面に暦順的に記録されたとしても、債権および債務は備忘しうるはずである。全額が返済されると、斜線またはクロス線を引くことによって、債権および債務は抹消されるはずである。

しかし、債権および債務が部分的に返済されると、帳簿の片面から暦順的に記録されるのでは、まさに厄介である。最終的に返済されるまで、斜線またはクロス線は引かずに、抹消しないでおくか、抹消して、改めて「貸借残高」が記録されるしかない。したがって、帳簿の見開きの両面、左側の面と右側の面に記録されるならば、債権および債務が部分的に返済されても、対照記録されることによって、「貸借返済」はスムーズに記録されるばかりか、「貸借残高」もスムーズに計算されるはずである。

しかも、現金によって貸借されるだけでなく、商品売買によっても貸借されるとなると、「相互貸借」が生起する。もちろん、「貸借振替」も生起する。帳簿の見開きの両面、左側の面と右側の面に記録されるならば、債権および債務が相互に貸借されて、部分的に返済されても、対照記録されることによって、さらに、債権と債務、債務と債権が振替えられて、部分的に返済されても、これまた、対照記録されることによって、「相互貸借」、さらに、「貸借振替」はスムーズに記録されるばかりか、「貸借残高」もスムーズに計算されるはずである。

ところが、「借方（債務者）」が仕訳帳に先行して記録される項目、「貸方

(債権者)」が後続して記録される項目、したがって、転記される元帳、帳簿の見開きの左側の面は「借方」、右側の面は「貸方」、このように記録されるのは、なぜかとなると、説明するのに困惑せざるをえない。これまた、想像するしかないが、「誠実と信義は右手によって宣誓されるので、債権者は金銭帳（元帳）の右側の面に転記されねばならない」<sup>19)</sup>と、Gottlieb, Johannが表現するように、債権者に対しては「右手によって宣誓される」ので、「貸方（債権者）」は元帳の右側の面に記録されるのかもしれない。そうであるとしたら、債務者からも「右手によって宣誓される」ので、これとは反対に映ることになる。したがって、「借方（債務者）」は元帳の左側の面に記録されるのかもしれない。しかし、それなりに納得されはするが、あまりにもできすぎた根拠ではある。

そこで、あえて憶測するしかないが、何となく納得されそうな根拠としては、1585年に製作された木版画、彫刻はAmman, Jost、図案はNeudörfer, Johannによって製作された木版画『商業の寓話』(„*Allegorie des Handels*“)に組込まれる韻文に、「心臓が左の胸にあるように、金銭帳（元帳）が開設されると、債務者の債務（したがって、債権）は確認されて、左手に記録される」<sup>20)</sup>と書込まれるように、どちらかといえば、「債権」が「債務」よりも重視されるからでは、とでも想像するしかない。

このように想像すると、帳簿の見開きの左側、借方の面に記録されると同時に、右側、貸方の面に記録される、まさに左右対照に記録されることになる。したがって、日々の取引事象を「借方（債務者）」と「貸方（債権者）」に分解して、現金の出納はもちろん、X商品、Y商品に区別する商品の売買が記録される「物財勘定」も開設される。はては損失（費用）の発生と利益（収益）の発生が記録される「名目勘定」までも開設される。人名勘定に記録するのと同

- 
- 19) Gottlieb, Johann; *Ein Teutsch verstendig Buchhalten* ···; Nürnberg 1531, Bl. 7L.  
なお、丁数が打たれないので、筆者が便宜的に、表紙の裏側から打った丁数、7Blattの左側の面Linkeと表現する。  
参照、拙稿；「ドイツ固有の簿記の展開」、『商学論集』（西南学院大学）、48巻3・4号、2002年2月、27頁。
- 20) 参照、拙稿；「16世紀における複式簿記の風景」、『商学論集』（西南学院大学）、51巻1号、2004年6月、158頁。括弧内は筆者。

様に、物財勘定でも名目勘定でも、「借方（債務者）」と「貸方（債権者）」に分解して、帳簿の見開きの両面の左右対照に記録されるのである。

そうであるとしたら、もはや、債権および債務を備忘するために記録されるだけではない。「借方（債務者）」と「貸方（債権者）」として記録しようとするのは、債権および債務に対して、たとえば、現金の出納および商品の売買として、企業の開始時、企業の開始後に保有する財産を管理するためである。

たとえば、「借方（債務者）」として記録される「債権の発生」と「債務の消滅」によって招来されるのは、「現金の支出」または「商品の売上」。「貸方（債権者）」として反対記録される。「貸方（債権者）」として記録される「債務の発生」と「債権の消滅」によって招来されるのは、「現金の収入」または「商品の仕入」。「借方（債務者）」として反対記録される。さらに、「貸方（債権者）」として記録される「現金の支出」が「商品の仕入」と直結する場合にも同様。「借方（債務者）」として反対記録される。「借方（債務者）」として記録される「現金の収入」が「商品の売上」と直結する場合にも同様。「貸方（債権者）」として反対記録される。

したがって、帳簿の見開きの両面の左右対照に、日々の取引事象の金額、同額が記録して転記されるので、常時、帳簿の見開きの左側、借方の面に記録される合計と右側、貸方の面に記録される合計が一致する「貸借平均原理」が保証されるはずである。貸借平均原理が保証されることによって、企業の開始時、企業の開始後に保有する財産は管理しうるというわけである。

もちろん、貸借平均原理が保証されるためには、人名勘定にも物財勘定にも記録されない「損失（費用）の発生」と「利益（収益）の発生」も反対記録されねばならない。「借方（債務者）」として記録される「債権の発生」と「債務の消滅」によって招来される「利益（収益）の発生」も「貸方（債権者）」として反対記録される。「貸方（債権者）」として記録される「債務の発生」と「債権の消滅」によって招来される「損失（費用）の発生」も「借方（債務者）」として反対記録される。さらに、「貸方（債権者）」として記録される「現金の支出」が「損失（費用）の発生」と直結する場合にも同様。「借方（債務者）」として反対記録される。「借方（債務者）」として記録される「現金の収入」が

「利益（収益）の発生」と直結する場合にも同様。「貸方（債権者）」として反対記録される。したがって、「物財勘定」に記録される現金の収入または商品の仕入と現金の支出または商品の売上だけではない。「名目勘定」に記録される損失（費用）の発生と利益（収益）の発生までも、人名勘定に記録するのと同様に、「借方（債務者）」と「貸方（債権者）」として記録しようとする。反対記録されることによってこそ、貸借平均原理が保証されるからである。

そこで、帳簿の見開きの左側の面に「借方（債務者）」として記録されるのは、「債権の発生」と「債務の消滅」だけではない。「現金の収入」または「商品の仕入」、はては「損失（費用）の発生」も記録される。右側、貸方の面に「貸方（債権者）」として記録されるのは、「債務の発生」と「債権の消滅」だけではない。「現金の支出」または「商品の売上」、はては「利益（収益）の発生」も記録される。帳簿の見開きの両面の左右対照に記録される。図4を参照。

仕訳帳

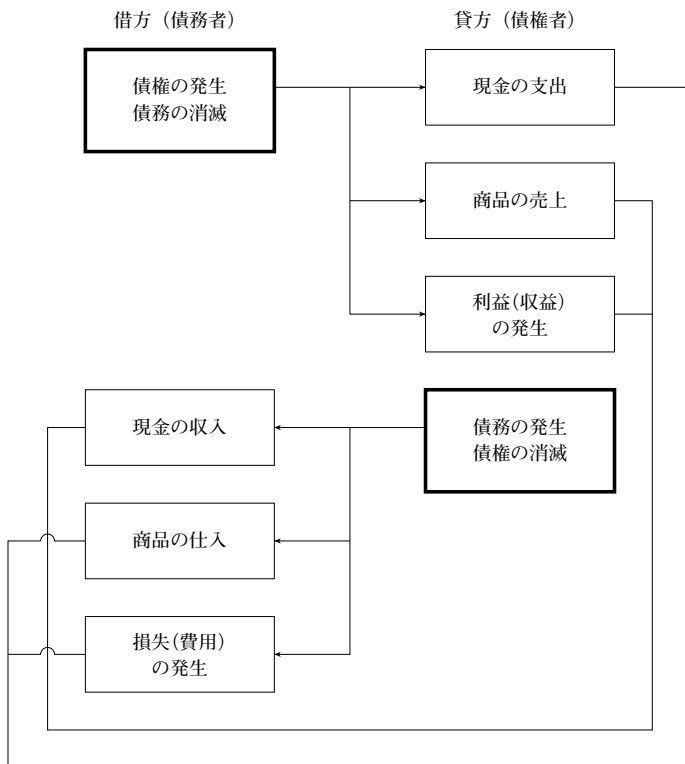


図 4

したがって、人名勘定に記録するのと同様に、物財勘定でも名目勘定でも、「借方 (債務者)」と「貸方 (債権者)」に分解して、帳簿の見開きの両面の左右対照に記録されるのは、あくまで反対記録するためである。反対記録することによってこそ、貸借平均原理が保証されるからである。そうであるとしたら、物財勘定でも名目勘定でも、本来、人名勘定に記録する「借方 (債務者)」と「貸方 (債権者)」が意味したところとは逸脱してしまい、もはや、帳簿の見開きの左側の面と右側の面を意味するだけの「慣用」として表現されるにすぎないのではなからうか<sup>21)</sup>。

21) 参照、山下勝治著；前掲書、36頁。

なお、Goessensの例示する「仕訳帳」の頁数1を原文と共に表示することにする<sup>22)</sup>。図5を参照。

## 仕訳帳

元 丁	頁数1	リユーベック貨幣		
		M	ß	d
	神に感謝 1593年1月1日 ハンブルグ			
1 2	取引番号1. 現金は借方。M11437. ß 8. 貸方 資本金。財産目録に、私が見出す現金。この商業の幸多き初日に、私は現金を出資する。	11437	8	—
3 2	取引番号2. 装身具は借方。M1200. 貸方 資本金。財産目録に、私が見出す多種の装身具。 ダイヤモンドの指輪、1個。見積価額。 M150. 金地にちりばめたルビー、1個。 M45. 私が入入れたトルコ産の指輪、1個。 M30. ハンガリー産の金で細工した二重の記念指輪、1個。 M22. ß 8. 私が入入れた金製の腕輪、1対。 M94. 2ß. 金張りの杯、3個。150ロート、リユーベック貨幣の単価24ß。 M232. 8ß. 銀製の皿、2枚。60ロート、リユーベック貨幣の単価20ß。 M75. 銀製のビール杯、2個。48ロート、リユーベック貨幣の単価24ß。 M60. 王冠を飾る金製の鎖、1本。187クローネ、リユーベック貨幣の単価ß42。 M490.ß14. 計	1200	—	—
3 2	取引番号3. 農地または組合会館は借方。M8250. 相手 資本金。ブラバントでDorff Buggenholtに貸与する。家屋、馬屋、納屋、土地および砂地のある全面積は100モルゲン。私の両親の遺産。相続での見積価額はL1100。約定される1年間の利息はL6。資本金に記録する。	8250	—	—

22) Goessens, Passchier; *a. a. O.*, S. 1 (Jornal).

なお、「仕訳帳」に打たれた頁数を使用して、1 Seiteと表現する。

原文では、「金額欄」の左側に「リユーベック貨幣」、右側には「フランドル貨幣」が併記されるが、紙幅の都合上、フランドル貨幣を金額欄に記録することは省略する。

また、原文では、両者の貨幣が「摘要欄」にも併記されるが、紙幅の都合上、フランドル貨幣を摘要欄に記録することは省略する。

$\frac{3}{2}$	取引番号 4. Marten Clausenは借方。M225. 相手 資本金。3年間、私はこの農地を貸与する。この土地に、彼は随意に建物を建築して、これを維持する。1年間の利息はM225。1592年に最初の利息の支払期限が到来。即日、彼が私に支払いを負う債権。	225	—	—
$\frac{4}{2}$	取引番号 5. Johan Jacobsは借方。M1130. 相手 資本金。彼の証文によって、彼が私に支払いを負う債権。支払い期限は1592年3月15日。	1130	—	—
$\frac{4}{2}$	取引番号 6. 都市のアントワープの地代証券は借方。M1500. 相手 資本金。申し込んだ都市では、私に1年間、6パーセントの利息の支払いを負う債権。最初の利息の支払期限は1592年の夏の聖ヨハネ祭。	1500	—	—
$\frac{4}{2}$	取引番号 7. 都市のアントワープは借方。M90. 相手 資本金。申し込んだ都市では、最初の利息は6パーセント、支払期限は1592年の夏の聖ヨハネ祭。	90	—	—
$\frac{2}{3}$	取引番号 8. 資本金は借方。相手 Peter Clauß. M262.B 8. 私の証文によって、彼に私が支払いを負う債務。支払期限は1592年3月28日。	262	8	—
$\frac{2}{3}$	取引番号 9. 資本金は借方。M750. 相手 Berendt von dem Pitteの地代証券。ブッゲンホルトにある農地を借用する。1年間に6パーセントの利息の支払いを負う債務。支払期限は1592年のキリスト降誕祭。	750	—	—



		<i>Laus Deo 1593. Adi primo Januarij in Hamburg.</i>		) Lübbisch		) Flämisch		
		fl	sch	fl	sch	fl	sch	
Pardita	No. 1	Casse Sol fl 11437.—L. 1525.—Per Capital. So viel befind ich bey dem Inventario an bahrschafft so ich dato zum glücklichen anfang dieser Handlung in Cassa leg.		11437	8	1525		
	2.	Kleindt̄her Colld fl 2100.—L. 160.—Per Capital so ich betim Inven- tario befinde an vnterscheidlichen Kleindt̄hern sein gewerdiert.— Ein Diamante Ring pontall Per — fl 150.—L. 20.— Ein Robin Taffel in Golde versetzt — fl 45.—L. 6.— Ein Turgoß Ring — fl 30.—L. 4.—						
	3.	Ein zwysfacher Denckring von Ungrischẽ Gold fl 22.8.—L. 3.—						
	2.	Ein pahr Guldene Armbande fl 94.2.—L. 12. fl 11.— Drey verguldet Becher Loth 150 zu 24 fl Lübs dz Lo. Fac — fl 232.8.—L. 31 — Zwo Silbern Schalen/Loth 60. zu 20. fl Lübb. das L. fl 75 — L. 10 — Zwen Silbern Bierbecher Lot 48. 24. fl Lübb. das Lo. fl 60.—L. 8 — Ein Guldene Kette von Kronengolde wicht Kron. 187. zu fl 42. Lübb. Per ein Krone Facit — fl 490. 14.—L. 65. 9. — Summa dieser Kleindt̄her/betragen fl 1200.—L. 160.—		1200		160		
	3.	Pacht oder Giltthoff Sol / fl 8250.—L. 1100.— Per Capital. Vnt ist gelegen im Dorff Buggenholte in Brabant/ mit Hauß/ Stallung Scheune/ Lande vnd Sandt in alles groß/ 100. Morgen Landts/ welchen ich von meinen lieben Eltern ererbt hab / vnd ist mir an der Erbtheilung zu ge- schehert werth sey L. 1100. — Die weil aber ein Zins von L. 5. des Jarß darauß gehert schreib ich zu seiner zeit dem Capital so viel wiederumb abt / als Dittẽ Hauptpfenning beaufft.		8250		1100		
	4.	Marten Clausen Sol fl 225.—L. 30.— Per Capital hab ich demselben meinen Pachtehoff auff 3. Jahr vermietht vnd ingethan das er den selbigen in gutem baw vnderhalten sol/ darfür Zins er mir Jährlich auff Wei- nachren fl 225. — vnd ist mir Anno 92. den ersten Zins verfallen/ wil er mir täglich bezahlen.		225		30		
	5.	Johan Jacobs Sol fl 1130.—L. 150.—33. 4. Per Capital. Ist mir lautß seiner Handschrifft schuldig / so auff 15 Martij negß verfalde.		1130		150	13 4	
	6.	Kontbrieff lautende auff die Stad Antorff Sollen fl 1500.— L. 200. fl. 8. Per Capital / So ich bey gemelter Stad Antorff liegen habe / Sollen sie mir des Jahrs mit 6. per cento verzinsen / Darvon der erste Zins verfallt Jährlich auff Johanni im Sommer.		1500		200		
	7.	Stad Antorff Sol fl 90 fl. 8. L. 12. fl. — Per Capital / Ist Per L. 200 fl. 0. 8. 0 Nente so ich auff gemelter Stad hab / Darvon der Erste Zins 6. Per Cento Anno 92. auff Johanni im Sommer verfallen ist.		90		12		
	8.	Capital Sol fl 262. fl. 8. 8. L. 35. Per Peter Claus / Bin ich ihm lautß meiner Handschrifft schuldig / So den 28. Martio Negß verfalde Thut.—		262				
	9.	Capital Sol fl 250. fl. — 8. — L. 100. fl. — 8. — Per Kontbrieff lauten- de auff Berende von dem Dittẽ / So viel behalt er Capital auff meinem Pachtehoff zu Buggenholde / So ich ihm des Jahrs mit 6. Per Cento verzin- se / Darvon die Erste Nente / verschieenen Weihenachten verfallen ist / thut das Capital.		750		100		
B				10 Capi-				

図 5